

令和4年度 文京区障害者地域自立支援協議会

第3回 権利擁護専門部会 次第

日時：令和5年2月24日（金）午後2時～

会場：障害者会館 会議室A・B

1 開会

2 議題

（1）権利擁護専門部会の今後の取り組みについて

（2）権利擁護支援連携協議会との連携について

3 その他

【配布資料】

資料第1号 令和4年度文京区障害者地域自立支援協議会権利擁護専門部会委員名簿

資料第2号 令和4年度第2回権利擁護専門部会要点記録

資料第3号 権利擁護パンフレットイメージ（案）

資料第4号 足立区手をつなぐ親の会 江黒元会長作成資料

資料第5号 「障害のある方のための成年後見制度」アンケート集計結果

## 文京区障害者地域自立支援協議会 権利擁護専門部会委員名簿

令和4年4月1日

敬称略

役職名	委員名	所属機関・団体・施設名
協議会会長	高山 直樹	東洋大学 社会学部社会福祉学科 教授
親会委員	松下 功一	文京槐の会 は〜と・ピア2施設長
委員	皆川 譲	文京区障害者就労支援センター 主任
〃	清水 健太	文京地域生活支援センターあかり
〃	美濃口 和之	文京区障害者基幹相談支援センター
〃	坂井 崇徳	弁護士
〃	箱石 まみ	司法書士
〃	新堀 季之	社会福祉士(高齢者あんしん相談センター駒込センター長)
〃	保坂 勇人	文京社会福祉士会 事務局長
〃	今本 美和子	文京区民生委員・児童委員協議会 本富士地区
〃	山口 恵子	知的障害者相談員
〃	杉浦 幸介	当事者委員
〃	久米 佳江	当事者委員
〃	平石 進	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター係長
区 委員	松澤 知之	福祉政策課 地域福祉係長
〃	渋谷 尚希	障害福祉課 身体障害者支援係長(身体障害者福祉司)
〃	荒井 早紀	障害福祉課 知的障害者支援係長(知的障害者福祉司)
〃	佐藤 祐司	予防対策課 精神保健係長
〃	高松 泉	予防対策課 保健指導係長(保健師)
事務局	伊藤 真由子	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター
事務局	山田 晶子	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター

**令和4年度 文京区障害者地域自立支援協議会**

**第2回権利擁護専門部会要点記録**

日時 令和4年12月6日（火）午前10時00分から午前11時30分まで

場所 オンライン開催（会場：文京区民センター 3A会議室）

**<会議次第>**

1 開会挨拶

2 議題

(1) 第2回親会報告 優先協議課題について

(2) 第1回権利擁護専門部会の振り返り及び課題に対する今後の取り組みについて

(3) 意見交換

3 その他

**<権利擁護専門部会委員（名簿順）>**

**出席者**

松下 功一 部会長、新堀 季之 副部会長、皆川 譲 委員、清水 健太 委員、美濃口 和之 委員、坂井 崇徳 委員、箱石 まみ 委員、今本 美和子 委員、山口 恵子 委員、平石 進 委員、松澤 知之 委員、渋谷 尚希 委員、荒井 早紀 委員、高松 泉 委員

**欠席者**

高山 直樹 会長、久米 佳江 委員、保坂 勇人 委員、杉浦 幸介委員、佐藤 祐司 委員

**<傍聴者>**

1名

## 1、 開会挨拶及び、配付資料の確認

事務局より開会挨拶及び、配付資料の確認。

## 2、 議題

### 【議題（1）第1回親会報告】

松下部会長より第1回親会の報告。

### 【議題（2）第1回権利擁護専門部会の振り返り及び課題に対する今後の取組について】

第1回の内容の振り返り（事務局）

- ・第1回では、成年後見制度のフローを4つの場面に分けて課題やキーワードを抽出。特に相談前の段階の課題、例えば「相談窓口が分かりづらい」「利用のタイミングを明確に決められない」などの課題が明確になった。そのため、相談支援専門部会や相談支援員、専門職との連携を検討したいという内容で第1回目の部会が終了した。皆様からのご意見をもとに、部会長、副部会長、事務局にて協議を行った。相談前の段階についてご案内できるような、障害のある方向けの権利擁護に関するハンドブックやパンフレットの作成を案としてお示ししたい。

### 【議題（3）意見交換】

- ・厚労省や文京区ですでに分かりやすいパンフレットがある。さらに文京区独自のものを作るという話に至った経緯や目的が知りたい。
- 障害のある方の特徴として、どのタイミングで相談したらいいかというのが分かりづらいというのがある。ライフパスを加えた上で、成年後見制度の説明や地権の説明を示した方が、より相談支援機関の方々が使いやすいのではないか。また、このパンフレットを作る過程の中でより理解が深まるのではないかと話をさせていただいた。
- ・文京区や社会福祉協議会のパンフレットに、何か事例的なものを載せたいという意図という理解でよいか。
- 中身に関してはこれから皆さんで検討していく。相談前の部分を厚めにできると良い。
- ・コロナ禍で多くの知的、精神障害のある方がいて、入院や入所等ご自身の権利を高齢の保護者が代わりに判断をされている場面を多く目にした。本来権利教育は行われているはずであるが、その普及に課題がある。どのようにサービスを入れるとそこに自分たちの権利の意識を高めることができるのか、成功事例から学びたい。

→作業をする中で事例や必要な対応について議論できるようなパンフレットづくりをイメージしている。2年くらいかけてこれを検討していけると良いのでは。

- 30代の知的障害の子どもがいるが、すごく困らないと成年後見制度の利用ということは考えない。今まであるパンフレットは、成年後見制度利用ありきで、利用するつもりにならないと見ないと思う。就労支援センターのハンドブックのように、最初にフロー図があり、困りごとの内容を細分化して、相談先が分かると良い。また、将来についての具体的イメージは難しい。ちょっとした困りごとが話せる場所があると良い。
- 成年後見の利用の課題か、意思決定支援の課題かが今ひとつ分からない。パンフレットを作ることに反対をしているわけではないが、作ることが目的になってほしくない。作る目的とあわせて中核機関での実務者会議の蓄積の動向も気になる。全体の取り組みの中で、部会でパンフレット作成を行う意義を整理した上でやるのであれば、検討していただきたい。
- 既存のパンフレットと合わせて、最低限足りていない資料を補足的に作るのは良い。また、一から作成するのは結構な労力と熱量がないと難しい。なるべく必要最低限で、目的や方法の議論をしっかりとしてから、お考えいただけるといい。
- パンフレットを利用する対象者について。パンフレットというより、知識を集約した「こういうときにはこういうところに聞けば、頼ればいいよ」といったナレッジデータベースがあると良いと思った。一方、直接ご本人が使えるかということとアクセスが厳しいとも思うので、対象者について検討が必要。
- 入口は相談機関だと思うので、その振り分ける人が使えるデータベースを作るという意味であれば、ウェブベースも良い。また、消費者問題もパンフレットの内容として検討した方が良い。
- 成年後見制度に関するパンフレットは充実しているが、成年後見以外の選択肢が分かるものがあると良い。どの支援機関がどのタイミングで入るのかという、相談前を充実させたい。
- 例えば就労されている方が50代、60代近くなって、親御さんと同居されている様なケースでも、相談先がまとめられていると良いと思う。現時点でもパンフレットはあるが、誰が見てもわかりやすいチラシのような形でも良いのでは。
- 形式的にきれいなものはハードルが上がってしまうので、情報提供を優先ということで、資料という形で逆に出すのも良いと思う。
- 数年前、東京都の主催の講演か何かで身体障害の方が「親には頼りたくない」と、支援を受けながら自分で独立してお家を借りたというお話があった。自分の意志で決めたケースだっ

た。そうしたケースにつながる様なものがあるかと思う。

- 民生委員としては、相談前の段階で関わる機会があるかもしれない。民生委員としてかわる対象者は年代も様々で、相談の手前の段階の方も多し。パンフレットを作成する際、切れ目のない支援とはどのように期間を切り取って作成するのが良いのか、作成する必要があるのか、考えている。
- 相談前の段階を手厚くするのはとても大事なことだと思う。ぜひ、パンフレットはあったほうが良いと思った。
- 現在、いわゆる8050の世帯がとても増えているが、何となく新しいことや変化を不安に感じ、大変な状況を抱えたまま現状維持で行かれる方というのはとても多し。そうした方たちに、相談窓口をお伝えし、権利擁護についてご理解いただけると少し恐怖心が和らぐと思う。その段階でパンフレットをあげると、理解に結びつきやすいと思った。自発的にパンフレットを手にとって調べていくことは難しい面もあるが、その第1段階として、気軽に相談できるような窓口や仕組みができるとパンフレットも有効活用できると思った。
- 区長申立ての回議を見る中で、行き詰った先に成年後見に至るケースが多いように見受けられている。それよりも前段階で気兼ねなく相談でき、ハードルを下げただけのような内容になっていくと問題が大きくなる前につながるのかもしれないと思った。
- 保護者の方の相談を受けて成年後見の話をご紹介すると、「やっぱりその話になるのね」という反応をいただく。「まずは権利擁護という話を勉強してみましよう」と社協の勉強会をご紹介している。パンフレットはそうした最初の段階を知っていただく機会にはなると思っている。権利擁護はまだ早いと思っている方が多し、日々の生活が権利擁護というところに結びつくことをご理解いただけるともう一歩踏み出して考えてもらえると思った。
- 皆さんのお話を伺っていて、一つはパンフレットというよりもガイドブック的が良いのかもしれない。パンフレットであれ別の物であれ、必要と思われるものを何か作ろう、という方向性は共通。また、人にお金を管理してもらって練習を早い段階から行うことが重要。学校時代から地権事業を有効に活用したり、地権で契約できないとなればそれは一つの分かれ道でもあると思う。そうしたことを考える機会をもっと増やせると良い。
- (画面共有) これは、東京の社会福祉の手引。毎年出版されている。基本的にこの冊子は東京都の福祉関係をほとんど網羅されている。私が考えていたのは、こうした物ではなく、認知症のケアパス。これは、皆さんにこの状態像になったら何をしたらいいかを知ってもらうことが目的。似たものに、足立区の手をつなぐ親の会の資料がある(イメージ図画面

共有)。縦軸に制度とかその状態像があって、横軸が年齢。子供が成長する過程で使える制度やサービスが整理されている。ガイドラインとして、共通理解があると早めに手当てができると思う。いきなり成年後見制度を使うというより、どういうサポートが受けられて、どのように移行していくのかわかりやすいパンフレットがあれば、支援者もご家族も説明する人も楽だと思った。

- ・誰がどういう場面で使うのかという目的意識が共有化されないと整理ができないと思う。専門家も当然知っておくべきだが、皆さんが、障害をお持ちのお子さんが生まれたり、自分が障害を負ったり家族が障害を負ったら、まずこういうことがあって、どういうことが用意されているのかということを知ることによって不安が和らぐと良い。
- ・パンフレットを利用する対象者は、そもそも絞れるものではないと思った。
- ・皆さんの議論を伺い、権利擁護専門部会だけで考えられるのではなく、文京区内では相談支援の体制がどうなっているかという話全般に広がっていく話だと思った。
- ・作成過程でたたき台を出して、他の部会や、親会でご意見をいただく流れになると思う。内容は自立支援協議会全体として、ワーキングチームは権利擁護専門部会であるイメージ。
- ・権利擁護や成年後見は確かに重要であるが、全体像を頭に置いておかないと見失ってしまう。また、権利擁護の様々な制度の中の成年後見とすること、チャート図の様にすることが望ましい。
- ・意思決定支援について。自分の意思や家族の意思はどういうふうに反映され、どういうふうに聞いてくれるのか、もしくは支援者がどう聞くべきか。そうした点も留意すべき。ただ制度があればいいという話ではなく、どのように使っていくのかという視点が重要。もう少し、皆さんからいただいた意見をかみ砕いて理解して、次回ご提案できるような準備をしたい。

#### ※今後の見通し

- ・本日の委員の皆様からのご意見を踏まえて、部会長、副部会長、事務局にて再度検討。第3回の会議にて改めてご提案予定。

### 3、その他

#### 3-1 中核機関との連携について

- ・協議会の高山会長からも、中核機関との協議会の権利擁護専門部会との連動について示唆をいただいているかと思う。そこの部分を事務局と部会長とも再度ご相談いただき、どうい

形で連動を図っていくのかというところを、また皆さんにもご協議いただきながら、それぞれが分断したものにならないような形での運営を一緒にお願ひできないかなというふうに思っているのです、その部分も次回扱っていただきたい。

- ・実務者会議で様々な事例検討がされている。具体的にいつ、どういうふうな相談をしていけばいいかを各事例に転用して載せていく等、工夫の仕方を検討していただき、出ていらっしゃる皆様とも、議論の経過を協議会のほうにフィードバックしていけるような、連動の在り方も含めて検討していただきたい。
- ・中核の協議会を独立させていない地区もある。委員を入れることはすぐには難しいが、兼務していただいている方も多くいるので、まずはお互い共有するところから始めている。今後パンフレットとかも作ることにできれば、協議会や実務者会議で事例が上がってくるので、どのように連携をするか検討したい。

※連携のイメージについて委員よりご意見いただく。

- ・様々な会議体の連動については、情報共有の仕組みが重要。情報共有をお互いにしていいようにしておくとか、意見交換ができるとか、もしくはこちらで出てきた意見について向こうにも反映させられるとかというような仕組みを作っても良いと思う。そのためにはいわゆる中核機関と地域の障害、高齢の支援の委員会等が連動しなくてはならない。社協や皆さんと相談してその仕組みづくりを検討したい。
- ・検討部会については、前回市民後見人をテーマに議論したのでその程度の情報共有は可能。ただ、全てを情報共有すると時間を要してしまうので、工夫の仕方が必要。
- ・今連携というようにお話も出てきていたが、専門家が全体を知っているという状態は困難。中核機関（社協）が、インフォメーションセンターになって、困ったときにそこに相談でき、情報が集積されている状態が想定される。
- ・先ほど、年齢別の一覧表の様なもののお話が出たが、そういうものを中核機関等が持っている、問い合わせ先を認識しておくが良い。パンフレットを当事者の方が使いこなすのは困難。相談体制の構築と、コンシェルジュ的などところにつなげる仕組みが必要だと思った。また、支援者側は色々な議論した結果の集積が必要だと思う。
- ・中核機関ができたことは、文京区の非常に大きな動きでもある。そこにおける権利擁護専門部会の在り方含め、どういう形で存続するのかしないのかということも含め、皆さんで議論していくべき。連動するのであれば連動する、在り方を見直すんだったら見直していくということをぜひ皆さんと議論したい。

### 3-2 親会の優先課題について

・最初の親会のほうからの優先協議課題については、権利擁護専門部会ではどのように対応していくか。とても良い内容だと思っていた。

→相談支援と地域生活支援部会の二部会が合同で本議論を深めていく。そこから情報が共有され、理解していく形になる。

→今いただいた意見をうまく連動させていくかというところも視野に入れて、抽出しておく必要はあると思う。

・住まいについては自分も後見人として賃貸を探すのに大変な思いをした経験があり、公営住宅の話ももう少し出てくると良いと思っていた。

→今いただいた意見は部会のご意見として、親会に上げていきたい。

- ・「権利擁護」についてのパンフレット
- ・親なき後に備えることという視点にターゲットをおく
- ・成年後見制度に限定せず、親なき後の移行が適切に・スムーズに行えるよう、流れやその間の支援策などを掲載（地域福祉権利擁護事業／信託や遺言など／生活を支援するための福祉サービス）
- ・最初に、親と子のライフステージにおける ターニングポイント を記載 【下記イメージ】  
→詳細の制度説明、事例、Q&Aについては次ページ以降に掲載（掲載イメージは、厚生労働省作成パンフレット）

回答：（簡単な回答→詳細は〇ページへ）

今のうちにつながっておいた方が  
いい制度や知っておいた方が  
いいことは？

親が亡くなった後に備えて、  
「親」が具体的に準備すること  
は？

回答：

ターニングポイント  
親の体力や認知面での衰えの  
可能性が高まる

親

50代

60代

70代

80代

10~20代

30代

40代

50代

60代

70代

80代

子

作業所の工賃や障害年金などの「自分の  
お金」の使い方はどうしたらいい？

回答：

ターニングポイント  
作業所への就労／障害年金の受給

親が残してくれたお金や家など  
をどうしたらいいんだろう？

回答：

ターニングポイント  
相続

【資料第4号】

足立区手をつなぐ親の会 江黒元会長 作成資料

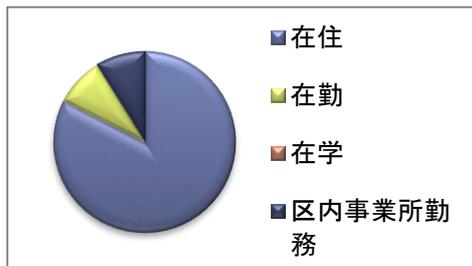
本人の年齢	高校～24歳	25歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～69歳	70歳～
大きな出来事	福祉就労 企業就労	自宅・GH検討 GH・サテライト型	GH・自宅・入所 1人暮らし	親が亡くなる	勤めていた会社を退職・転職・休職	福祉施設？ 介護施設？	老後の過ごし方
本人の希望	卒業後福・企就労 資格を取る 大学へ行く	園祭・ボラ活動 社会で働く・友達 趣味共通の友達	自宅にいたい 1人暮らしをしたい 寮・アパート暮らし	GH？入所？ 父か兄弟と同居 1人暮らし・結婚	福祉の作業所 地域の作業所へ 転職・バイト1日	福祉の作業所 地域の作業所 バイト数時間	福祉・介護施設 介護施設 一人暮らし
経済的問題	障がい者年金 両親の援助 収入 支出	障がい者年金 両親の援助 手当・給料・年金 趣味・飲み会	障がい者年金 両親の援助 手当・給料・年金 趣味・飲会・生活	障がい者年金 相続・援助が困難 手当・給料・年金 医療費・生活費	障がい者年金 援助が無い・貯金 貯金・年金・生活保護 医療費・借金・生活費	障がい者年金 国民年金・貯金 生活保護・貯金 入所施設の出費	障がい者年金 国民年金・貯金 1人暮らし生活保護 生活費・医療費
福祉とのつながり	愛の手帳1度(最重度)～4度(軽度)で使えるサービスは異なる 乳幼児から高校18歳未満(足立児童相談所で満3歳6歳12歳18歳で再判定) 18歳以上(東京都心身障害者福祉センター)						
公共料金減免・割引	水道・下水道・有料道路通行料金(ETC)割引・タクシー・バス割引・都営交通無料乗車券・タクシー券・自動車税取得税控除自動車燃料費助成・知的GH家賃助成・地域生活支援事業(移動支援・訪問入浴)						
福祉就労サービス	保護者・学校評価で生活介護(作業訓練型)と判断、実習し毎年11月25日足立広報で通所先の募集がでる。受付は各援護係、その後、障がい福祉課 施策推進が情報を集約。2月末入所調整会議で調整・決定。家族は相談支援事業所にサービス等利用計画作成を依頼。各相談所は自宅訪問と聞き取り後 サービス等利用計画案を作成、各援護課へ提出後、障がい福祉サービス受給者証を発行。その後サービス担当者会議で本計画作成、モニタリング支援						ケアプラン 介護サービスを受ける際に利用者の状態・要望をまとめた計画書
企業就労した方の福祉サービス	特別支援学校在学中に企業実習へ行き内定。福祉サービスの利用はないが、障がい福祉センター雇用訓練室に雇用登録する。 雇用訓練室職員が企業訪問・本人の相談支援を行う。自立したいが金銭管理が困難と相談あり。援護課に意向を聞き、利用計画依頼書を発行。 本人は依頼書を相談支援事業所へ持参しサービス等利用計画案を依頼。相談所は作成後、各援護課へ提出、その後支給決定を作成し 障がい福祉サービス受給者証を発行する。その後サービス担当者会議で本計画を作成、その後相談所が定期的なモニタリングを行い本人を支援する						
福祉サービス	短期入所ショートステイ 移動支援 障がい者年金 居宅介護ホームヘルプ 生活介護(作業訓練・生活訓練)・自立訓練	同行援護/行動援護 療養介護 緊急一時保護 就労移行支援 生活介護(作業訓練・生活訓練)・自立訓練	共同生活援助(GH) 自立生活援助 ガイドヘルプ	共同生活援助(GH) 施設入所支援 移動支援 地域生活支援 後見人制度	ハローワーク 就労促進訓練係雇用支援室	障害者職業相談・職業紹介 ・手帳取得者対象(愛の手帳・身体・精神) ・職業相談・就労準備支援・職場開拓・職場実習支援・職場定着支援 ・離職時・離職後支援・就労(福祉・一般)連携・職場訪問 ・余暇(集いの場・情報交換)	
	重度障がい者等包括支援			相談支援事業所		・日常生活支援・将来設計・親亡き後	
日中活動サービス	計画相談支援 就労継続支援A 就労定着支援B	自宅・共同生活援助(GH) 1人暮らし・アパート 宿泊型自立訓練(通勤寮)	付き添い・代行 手続き・契約 身の回りの自立	認知や障がいの状態が重い・成年後見制度 任意後見(あらかじめ自ら選んだ代理人と財産 管理等の代理権を与える契約を公正証書で結ぶ)		日常生活の範囲以内でのお手伝いをする事業 ・共生型サービス(福祉サービスと介護サービスの併用)	
	生活介護(日中、食事・入浴・排泄の介護) 自立訓練(機能・生活上)、通勤寮 自立生活援助(GHを経て1人暮らし希望者へ生活力・理解力の向上)				法定後見(家庭裁判所で後見人・保佐人・補助人 選び代理権・同意権・取消権を活用し本人を支援)		65歳1人暮らし支援から看取りまで 親族がいらない資産3千万以下等障害者や契約時は認知がない。 支援していく上での認知は後見制度へ移行する。 ・入院・退院・通院・通帳管理・銀行手続き・福祉サービスの契約 看取り・葬儀・埋葬(社協の高齢者あんしん生活支援事業)
就労支援	移行支援(一般企業に就職を希望者へ知識・能力向上訓練)	(企業就労困難者へ知識・能力向上訓練)		高齡で今は元気だが、不安・心配・孤立・孤独		法律相談(相続・離婚・犯罪)被害者・加害者 日常生活(寄り添い・みまもり・定期訪問) 管理(通帳・光熱費・契約書類・部屋・家・土地)	
	継続A型雇用 継続B型非雇用 定着支援	(企業就労へ移行した方が継続出来るよう企業訪問・指導)		入院・退院の手続き・通院付き添い ・申請代行(利用申請・手当・年金・生保・家賃補助)		だ手助け・付き添いがあれば自立して生活できる ・通帳・印鑑の預かり・月2回の訪問・銀行へ同行し、生活費を出し、 公共料金の支払いを手伝う。また、介護保険の申請し、家事手 伝いのホームヘルプサービスを利用できるようにする (社 協地域福祉権利擁護事業)	
宿泊型自立訓練 (通勤寮の役割)	原則2年・自立の為の金銭管理や掃除洗濯など経験し、トレーニングしていく。 暇活動も。職業生活支援(食事提供・金銭管理・健康管理・身体介護)	余					
助けてくれる人	家族 福祉施設職員 福祉事務所 相談支援員 上司・同僚・友達	家族 福祉施設職員 福祉事務所 相談支援員 上司・同僚・友達	家族 福祉施設職員 福祉事務所 相談支援員 上司・同僚・友達	兄弟・医師 福祉施設職員 福祉事務所 保佐人・後見人 GH世話人	兄弟・医師 福祉施設職員・相談支援員 福祉事務所 保佐人・後見人・補助人 GH世話人	後見人・医師 ケアマネージャー 福祉施設職員 介護施設職員 地域包括支援センター・社会福祉協議会	後見人・医師 ケアマネージャー・生活支援員 福祉施設職員 介護施設職員
住居	自宅(家族との同居) GH・通勤寮	自宅 GH・アパート	自宅 GH・アパート	自宅・兄弟同居 入所・GH・アパート	自宅・兄弟同居 入所・GH・アパート	介護施設 高齢者用アパート	介護施設 高齢者用アパート・自宅で一人暮らし

令和5年1月24日

【1】 文京区とのかかわり

1	在住	19
2	在勤	2
3	在学	0
4	区内事業所勤務	2

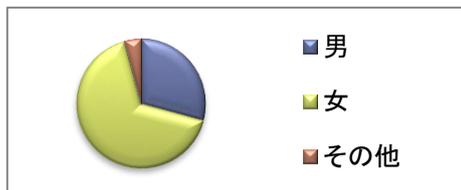
回答者数 23



【2】 性別

1	男	7
2	女	16
3	その他	1

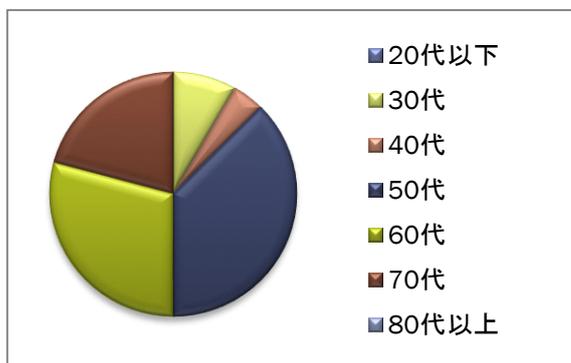
回答者数 24



【3】 年代

1	20代以下	0
2	30代	2
3	40代	1
4	50代	9
5	60代	7
6	70代	5
7	80代以上	0

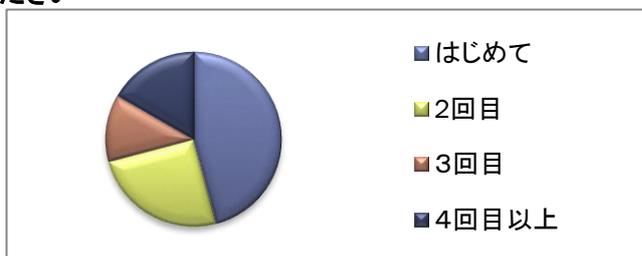
回答者数 24



【4】 今回の学習会に参加されたきっかけをお聞かせください

1	はじめて	11
2	2回目	6
3	3回目	3
4	4回目以上	4

回答者数 24

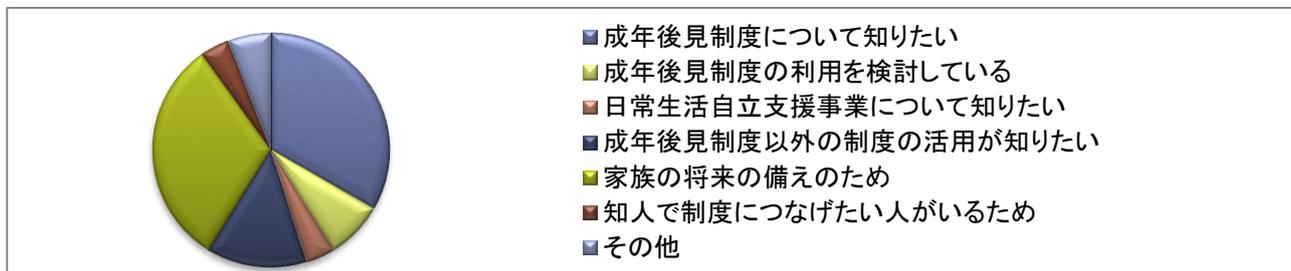


【5】 今回の学習会に参加されたきっかけをお聞かせください。(複数可)

1	成年後見制度について知りたい	17
2	成年後見制度の利用を検討している	4
3	日常生活自立支援事業について知りたい	2
4	成年後見制度以外の制度の活用が知りたい	7
5	家族の将来の備えのため	16
6	知人で制度につなげたい人がいるため	2
7	その他	3

複数回答可

51



【6】 あなたや、ご家族、知人で成年後見制度の利用を考える時はどんな時ですか。

- ・ 相続が発生した時 ..... 6名のご意見
- ・ 親が元気なうちに将来の利用を明確にしておきたい。
- ・ 親なきあとの本人の生活支援 ..... 2名のご意見
- ・ 一人暮らしをする時 ..... 3名のご意見
- ・ 高齢になったら
- ・ 親の健康状態が心配なってきたとき
- ・ 認知症で判断能力が低下した時
- ・ 常時考えている
- ・ 障害がある子どもが成人する時。
- ・ 支える家族がいなくなる時 ..... 2名のご意見
- ・ 施設入所する時 ..... 2名のご意見
- ・ 親が財産管理や身上保護をする能力が無くなった時
- ・ 将来全般(親なき後、相続、暮らし、etc)
- ・ 親が死亡したら、子どもはどうする(対応出来ない)
- ・ 親が高齢になり、片親が病気がちで子どもの今後の心配になってきた。
- ・ 認知症で判断能力が低下した時

【7】 今回の講義を受けて、興味を持たれた制度はありますか。具体的な制度の名前とどのような時に利用を検討されるかを差し支えの無い範囲でお書きください。

- ・ 信託 ..... 4名のご意見
- ・ 法人後見 ..... 3名のご意見
- ・ 日常生活自立支援事業 ..... 2名のご意見
- ・ 遺言執行者
- ・ 後見監督人
- ・ iDeco ..... 2名のご意見
- ・ 親の遺産がない場合の老後の資金
- ・ 家族信託
- ・ 信託制度について(成年後見制度の通り一遍の考えでなくとも、支援の方法があると知りました。
- ・ 要・不要の判断

- ・ 障害者を家族が面倒をみるが出来なくなる時
- ・ 任意後見制度  
法定後見の実情。本人が重度で意見の表現のくみ取りが専門職でなければ
- ・ 難しい。生活監護にも専門職がいるところに頼みたい。本人は施設入所中  
(その施設は別に行政書士でNPOで法人後見も？)
- ・ チームで支援することができるとのこと ..... 2名のご意見
- ・ 計画相談事業所
- ・ 後見制度支援信託
- ・ 遺言
- ・ スポット的な成年後見制度の利用

**【8】 本日の講師の講演は、分かりやすいものでしたか？**

1	はい	23
2	まあまあ	1
3	どちらとも言えない	0
4	やや難解	0
5	難解	0

回答者数 24

**上記評価の理由**

- ・ 制度の今後の動向
- ・ 具体例が多かった
- ・ Q&A方式で分かりやすかった
- ・ 経験に基づいたお話が分かりやすかった
- ・ 具体例が多く参考になった。
- ・ 成年後見制度を軸に+αの有益な情報を頂けました。
- ・ 親の立場、専門職の立場で説得力があり心に寄り添った信頼できる話で良かった
- ・ 信託の話も聞けてとても参考になった
- ・ 聞きたいことがピンポイントで聞けた。
- ・ 大変分かりやすかったです
- ・ 現実に即した内容で非常に分かりやすかった。実務をよくご存じの方が講師だと感じました。
- ・ 知らないことも沢山あり、有益でした。チーム支援の話は大きな示唆を与えていただきました。
- ・ 信託や成年後見を使わない事例紹介もあった。具体例の引用が多く、リアルであり非常に参考になった。
- ・ 細かい話が聞けました。
- ・ 2時間あっという間だったので、もう少し個別の詳しい話が聞けると嬉しいです。
- ・ 知りたいポイントが押さえられていて、具体的な行動に結びつけやすいと感じた。
- ・ とても分かりやすく、ご自分のお子様のお話も交えてくださりさらに分かりやすかった。ありがとうございます。
- ・ はじめての参加であったが来てよかったと思いました。友人にも勧めたいと思いました。
- ・ 知らない事を詳しく教えていただきました
- ・ ポイントを絞ってお話しされていたため、講師の講演は分かりやすかった。



**【9】 今後、権利擁護センターが行う学習会のテーマとして興味のあるものを教えてください。(複数可)**

1	成年後見制度(制度内容、申立て方法)	7
2	親族後見人の実務	8
3	障害者の親亡き後の生活	17
4	相続	11
5	遺言	10
6	日常生活自立支援事業について	11
7	その他	1

回答者数 65

**その他**

- ・ 任意後見制度

